

諸外国における一般用医薬品の販売制度等

出典；平成17年2月10日第9回厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会 資料4

出典；平成25年4月19日一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会(第6回) 資料6

国名	医薬品等分類	販売形態	分類の考え方等	各分類における具体的薬効群名等	薬剤師等の配置	情報提供等の販売方法	管理業務の内容	医薬品の陳列方法
アメリカ (アラバマ州)	非処方せん医薬品	一般小売店	処方せん医薬品から非処方せん医薬品への移行は、十分な使用経験、自己使用が可能かどうか等が要件となる。	解熱鎮痛薬、鎮咳薬、かぜ薬、胃腸薬、止瀉薬、制吐薬、抗アレルギー薬、喘息薬、睡眠薬、目薬、皮膚治療薬、禁煙補助剤など	-	-	帳簿の記載、従業員の監督、構造設備の管理、医薬品その他の物品の管理など	食品等と区分して陳列。禁煙補助剤及びブソイドエフェドリンの成分を含むかぜ薬は患者が自由に手に取ることができない場所(カウンター越し等)に陳列
イギリス	薬局販売医薬品	薬局	一定の安全性が確立されているが、作用、 包装量からみて 、薬剤師が販売を監督する必要があるもの	解熱鎮痛薬など	薬剤師の常時配置	薬剤師又は薬局助手による対面販売(購入者が妊婦等の場合は薬剤師の対面販売)	仕入れ時の品目、納品先チェック、要冷蔵医薬品の保存等	患者が自由に手に取ることができない場所(カウンター越し等)に陳列することが必要
	自由販売医薬品	一般小売店	安全性が広範に確立されており、薬剤師が販売を監督する必要がないもの。	少包装の 解熱鎮痛剤、鎮咳薬、胃腸薬、禁煙補助剤、消毒薬、のど飴など	-	-	-	-
オーストラリア (ビクトリア州)	薬局薬剤師販売医薬品	薬局	以下の観点から分類 (1) 医薬品の毒性と安全性 (2) 医薬品の剤型、容量、包装量 (3) 医薬品が利用される目的 (4) 医薬品の乱用される可能性等	抗ヒスタミン薬、喘息薬、解熱鎮痛薬など	薬剤師の常時配置	薬剤師による対面販売	薬剤師；文献・機材の管理、調剤等の記録の管理、従業員の監督など調剤助手；医薬品の有効期限の確認、在庫調査など	患者が自由に手に取ることができない場所(カウンター越し等)に陳列することが必要
	薬局販売医薬品			解熱鎮痛薬、抗真菌薬など		薬剤師、調剤助手又は薬局助手による対面販売		
	自由販売医薬品	一般小売店	ビタミン、ミネラル、ハーブや少容量の解熱鎮痛薬など	-	-	-	規制なし(消費者が自由に手に取ることができる場所に陳列が可能)	